

## 男女共同参画審議会の所掌事項について（案）

### 1 趣旨

困難な問題を抱える女性等支援に関する所掌事項について、今後の取扱いの整理をするもの。

### 2 経過

#### ○ 令和6年度まで

- ・令和6年4月の困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援法）の施行に向け、都道府県計画策定について議論
- ・DV防止法に基づく都道府県基本計画の実績評価、進捗管理を実施
- ・DV防止法に基づく都道府県計画と一体なものとして、「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」を策定

#### ○ 令和6年11月

- ・神奈川県における困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援を適切かつ円滑に行うために、関係者間で必要な情報の交換を行うとともに、その支援内容等に関して関係者からの意見を聴取し協議するため「神奈川県困難な問題を抱える女性等支援調整会議（代表者会議）」を設置

### 3 今後の取扱い（案）

男女共同参画審議会の所掌事項のうち、困難な問題を抱える女性等支援に関する協議・進捗管理等は、支援関係者により実務的かつ詳細な検討及び関係機関との共有を行うため、神奈川県困難な問題を抱える女性等支援調整会議（代表者会議）において審議することとする。

また、審議内容については当審議会に報告及び共有し、「かながわ男女共同参画推進プラン」施策全体の評価をいただき、改善や推進に反映させる。

【参考 神奈川県困難な問題を抱える女性等支援調整会議（代表者会議）】

○設置要綱

神奈川県困難な問題を抱える女性等支援調整会議の設置及び運営に関する要綱

○意見を求める事項

- ・困難な問題を抱える女性及びDV被害者に対する総合的な支援策について
- ・女性が抱える困難な問題及びDVの未然防止について
- ・その他、困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援に関し必要と認められるについて

○構成機関・団体（分野）

学識・実務関係・女性福祉・DV被害者支援関係・司法関係・保健医療関係・社会福祉関係・行政機関（国）・（市町村）・（県）